

平成 24 年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小泉純二前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、かしわざき強監査委員および山田哲丸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 5 月 9 日から同年 6 月 20 日までの間において実日数 14 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内

容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア [教育振興部] 教材費の管理について

イ [こども家庭部] 子育てスタート応援券について

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

(ア) 教育総務課

(イ) 教育企画課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

(カ) 総合教育センター

(キ) 光が丘図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）

・児童館 6 館

栄町、石神井、中村、南田中、関町、石神井台

・学童クラブ 26 か所

練馬第二小、豊玉南小、栄町児童館、石神井児童館、中村児童館、南田中児童館、富士見台小、関町児童館、石神井台児童館、石神井台小、大泉東小、上石神井、石神井台けやき、関町北、石神井小、石神井小第二、光が丘つくし、豊玉第二小、開進第二小、大泉東小第二、開進第三小、中村小、高松小、田柄第二小、富士見台小第二、関町小

(イ) 保育課（以下の施設を含む。）

・保育園 14 園

平和台、高野台、栄町、南大泉、練馬、石神井台、春日町第三、大泉学園、関町第三、石神井台第二、旭町第二、光が丘第二、光が丘第五、光が丘第十一

(ウ) 保育計画調整課

(エ) 青少年課

(オ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）

・光が丘子ども家庭支援センター(光が丘ぴよぴよ)

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、委託業務の運営費の支出について不適切な事例が見られたので指導した。

○簡易工事に係る事務手続の適正化について（指摘事項）

〔監査において確認した事実〕

区は、職員が平成24年3月、事実と異なる簡易工事書および支出命令書を作成し、工事請負費を不適正に支出処理したことについて、同年6月、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った旨を公表した。

当該簡易工事書および支出命令書は、書類上の必要要件を満たしており、同年3月には工事代金の支出手続が行われていた。しかしながら、事情聴取を含む書類監査および実地監査を行ったところ、当該簡易工事書に記載された工事の実態を確認することはできなかった。

なお、区が支出した金額483,000円については、同年6月8日付けで当該簡易工事書を起案した職員から、区に全額返納されていた。

〔改善を求める事項〕

契約事務の手引によると、予定価格50万円以下の工事（以下「簡易工事」という。）については、所管課長が区長の委任を受けて契約締結権者となり、自己の名と責任において契約締結を行うこととされている。そして、簡易工事および契約の意思決定は、簡易工事書を使用して行うこととされている。

今回、実態の確認できない工事について支出処理が行われたのは、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していたことに起因すると認められる。

については、日頃、多数の簡易工事について、工事発注、工事履行のための検査・立会い、支出命令等を行う部署として、不適正な事務処理が行われることのないよう、事務手続の改善に向けて早急に取り組まれない。（教育振興部）

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

ア 教材費の適切な管理について

本区教育委員会では、平成21年1月に都内区立学校での私費横領事件を契機として東京都教育委員会により行われた「会計事故防止に向けた区市

町村の取組推進」についての依頼を受け、「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成 21 年 3 月 31 日 20 練教学庶第 2927 号。以下「要綱」という。）」および「学校徴収金取扱の手引き（平成 22 年 4 月。以下「手引」という。）」を策定した。

この要綱や手引を受けて、教材費をはじめとした学校徴収金については、教育活動のために保護者から信託を受け管理・執行する預り金であり、公金に準じた事案の決定、契約および会計処理が行われなければならないこととされた。

教育委員会および学校では、要綱や手引に基づいた学校徴収金の適正かつ効率的な運用と会計事故の防止に取り組んできていることが認められる。しかしながら、定期監査においては、領収書の添付漏れや会計帳簿への記帳漏れなど、教材費の管理の一部に適切さを欠く事例が見受けられているところである。

会計事務を適正に処理するには、定期的かつ複数の人間による書類の点検が重要である。手引においては、定期的な点検が徴収金事務の管理執行の要の一つとされている。要綱第 8 条では、徴収金の収納および管理における校長および徴収金に携わる全ての教職員の遵守すべき事項が規定されている。

については、教材費の管理に関与する者が、要綱や手引に基づいた各々の役割および職責を自覚して当該事務に取り組まれるよう、指導監督を推し進められたい。加えて、手引については策定してから 2 年が経過していることから、教育委員会および学校が一体となって、より適切な管理のあり方についての検討が図られることを期待する。（教育振興部）

イ 子育てスタート応援券事業の充実について

子育てスタート応援券は、区の「育児支援ヘルパー事業」（産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣する。）および「ファミリーサポート事業」（地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、一時保育を希望する保護者に区ファミリーサポートセンターを通して住所地の近くや条件にあった援助会員を紹介する。）の周知ならびに普及促進を図る目的で平成 20 年 7 月から開始した事業である。出生や転入により 0 歳の児童が加わった区在住の世帯には、育児支援ヘルパー事業およびファミリーサポート事業を無料で利用できる家事応援券および育児応援券（計 8 枚）が配布されている。

子育てスタート応援券については、家事応援券と育児応援券とを共通券化するなどして、利用促進の改善を図ってきている。本事業は、子育て家庭の不安や負担感を和らげ、地域と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える意味において、一定の役割を果たしているものの、平成 23 年度

の利用率は両事業合わせて 36.7%（事業の登録件数を応援券の配布世帯数で除した割合）に留まっている。

については、本事業の対象者や利用者に対するアンケートや区民意識意向調査制度を活用するなどして区民ニーズの把握に努め、子育てスタート応援券事業の充実が図られることを期待する。（こども家庭部）